

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

宝達志水町は、石川県の中央部、能登の入口に位置し、西は日本海、東は能登最高峰の宝達山、南はかほく市、北は羽咋市に接している。

県都金沢市も約40分の距離にあり、通勤・通学、都市近郊の大型商業施設などへの往来も便利になっている。

②想定される地域の災害リスク

【洪水災害ハザードマップ】※別図1参照

宝達志水町のハザードマップによると、河川沿いの一部地域において最大5.0m、市街地及び田園地域においては最大3.0mの浸水が予想されている。

宝達志水町のハザードマップは、町内の二級河川13河川において大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲と浸水深を示したものである。

大雨の規模は、1,000年に1回程度起こりうる大雨により河川が氾濫した場合を想定している。

各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、冠水・浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は73社で、会員全体の20.9%に当たる。

【土砂災害ハザードマップ】※別図1参照

宝達志水町のハザードマップによると、山間部を中心に町内の広い範囲において、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害が発生する恐れがある。

各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、土砂災害被害の想定区域に立地する会員事業所は5社で、会員全体の1.4%に当たる。

【地震災害ハザードマップ】※別図2参照

宝達志水町のハザードマップによると、邑知潟起震断層による直下型地震を想定しており、震度6以上の地震が町内全域に想定されている。

【津波災害ハザードマップ】※別図1参照

宝達志水町のハザードマップによると、今浜地区では最大津波高3.3m、第一波到達時間27分、米出地区では最大津波高3.6m、第一波到着時間26分となっている。浸水想定区域は、のと里山海道より海岸寄りとなっており、市街地への浸水は想定されていないが、標高が低い場所は要注意となっている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (R7.4.1) 【商工会の現況 令和7年度版より】

- ・ 商工業者数 543 人
- ・ 小規模事業者数 477 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
商工業者	建設業	134	132	町内に広く分散している
	製造業	83	69	町内に広く分散している
	卸・小売・飲食店	140	126	幹線道路沿いに分散している
	サービス業	137	127	幹線道路沿いに分散している
	その他事業	49	23	町内に広く分散している
合 計		543	477	

(3) これまでの取組

1) 宝達志水町の取組

・ 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宝達志水町防災会議が作成する計画であって、宝達志水町、石川県及び防災関係機関、町民等がその有する全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町土の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定している。

・ 防災訓練の実施

地震・津波、風水害、火災等各種災害の発生に際し、災害応急対応に万全を期すため、災害対策基本法第48条並びに宝達志水町地域防災計画等に基づき、町内外の防災関係機関及び地域住民の参加のもと、総合的な防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と技能の向上を図るとともに、広く防災意識の高揚を図ることを目的に実施している。

・ 防災、感染症等対策備蓄品

応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて整備している。

・ 防災情報冊子の配布

災害の被害を減らすためには、日頃からの自助・共助の意識と災害から命を守るための学習が重要である。災害から身を守るための行動と備えについて、宝達志水町地域防災計画に沿った内容で町民に分かりやすく伝えるために作成し、地域防災力向上を推進している。

（「宝達志水町防災マップ」令和6年7月発行）

・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に策定している。

2) 宝達志水町商工会の取組

・ 事業所 BCP に関する国の施策の周知

平成30年5月に中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業 BCP 支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また昨年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受け、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙や事業継続力強化計画の認定支援などの取組みを推進しているところである。

・事業所 BCP 策定セミナーの開催

BCP 普及啓発セミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。

・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）」を用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。

3) 当会の能登半島地震への対応

・地区内事業者の被害状況の調査

災害発生時には、商工会の経営指導員が町内を巡回し、地区内事業者の被害状況（人的被害・建物被害・操業状況等）を直接確認する。必要に応じて電話等による状況把握も併用し、収集した情報を商工会内で速やかに共有するとともに、石川県商工会連合会へ報告している。

・地区内事業者の相談対応及び支援

震災からの復興・復旧に向けた国や県、町の施策である各種補助金の申請支援及びマル経融資の活用による資金繰り支援などを実施している。

・被災した商工会への応援支援

当商工会経営指導員を奥能登地区の商工会や能登事業者支援センターに応援派遣する支援を実施している。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

令和6年能登半島地震のような被害が甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。そのため、商工会連合会・県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。

感染症対策においても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

町民レベルでの意識の向上は進みつつあるものの、当町の事業所レベルでの BCP 策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

III 目標

- ・地区内事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会との関連機関（石川県商工会連合会・宝達志水町）との間の被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないことから、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスク軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

宝達志水町商工会と宝達志水町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 事業者に対する災害等リスクの周知（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・巡回経営指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済や保険への加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気の徹底、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援対策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（宝達志水町商工会）

宝達志水町商工会は本年度に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・全国商工会連合会と提携している東京海上日動保険及びあいおいニッセイ保険に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症対策に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ（宝達志水町商工会）

- ・巡回指導時の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・商工会経営指導員と町商工課観光課担当者で月1回実施している定例会議の場で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施（宝達志水町商工会、宝達志水町）

自然災害の発生を仮定し、宝達志水町との連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・発災後は宝達志水町商工会では事務局長、宝達志水町では危機管理監兼環境安全課長が統括となり1時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を宝達志水町商工会と宝達志水町で共有する。（SNSや電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を宝達志水町商工会と宝達志水町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宝達志水町における感染症対策本部設置に基づき宝達志水町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・県・石川県商工会連合会とも情報共有をしながら、宝達志水町商工会と宝達志水町の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨・積雪状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
- ・下記例の「大規模被害」「被害がある」については、宝達志水町商工会にて災害対策本部の設置と相談窓口の開設を想定している。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

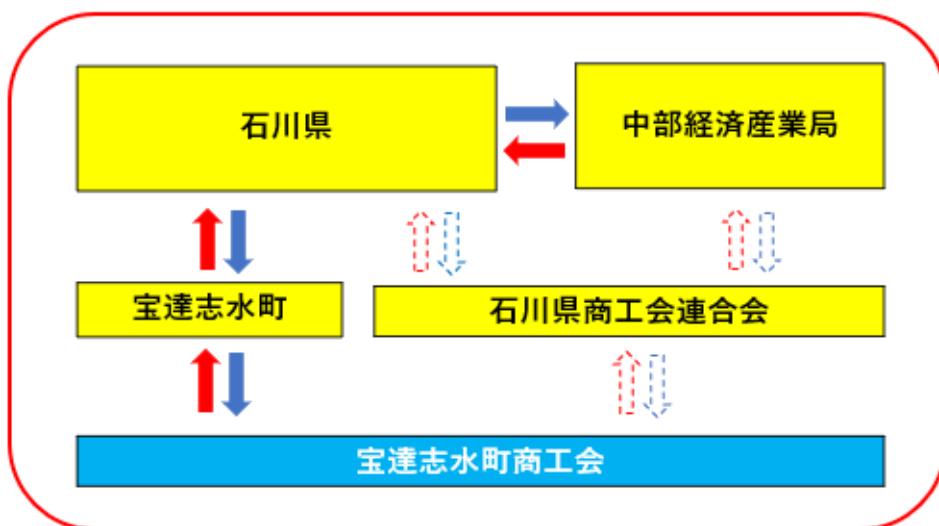
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・自然災害発生時に、町内全域の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・自然災害による2次被害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・宝達志水町商工会と宝達志水町は自然災害による被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・宝達志水町商工会と宝達志水町が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、宝達志水町商工会と宝達志水町が

共有した情報を石川県に指定する方法にて宝達志水町商工会又は宝達志水町より石川県へ報告する。

（連絡体制図）



4) 応急対応時の町内全域の事業者に対する支援（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・相談窓口の開設方法について、宝達志水町商工会と宝達志水町において協議決定する。
（宝達志水町商工会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内全域の事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、町内全域の事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 町内全域の事業者に対する復興支援（宝達志水町商工会、宝達志水町）

- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・宝達志水町商工会の被害が小さく、登記職員の応援派遣が可能な場合は、石川県商工会連合会の求めに応じて、被災商工会及び相談窓口開設地への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、宝達志水町商工会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県に報告する。

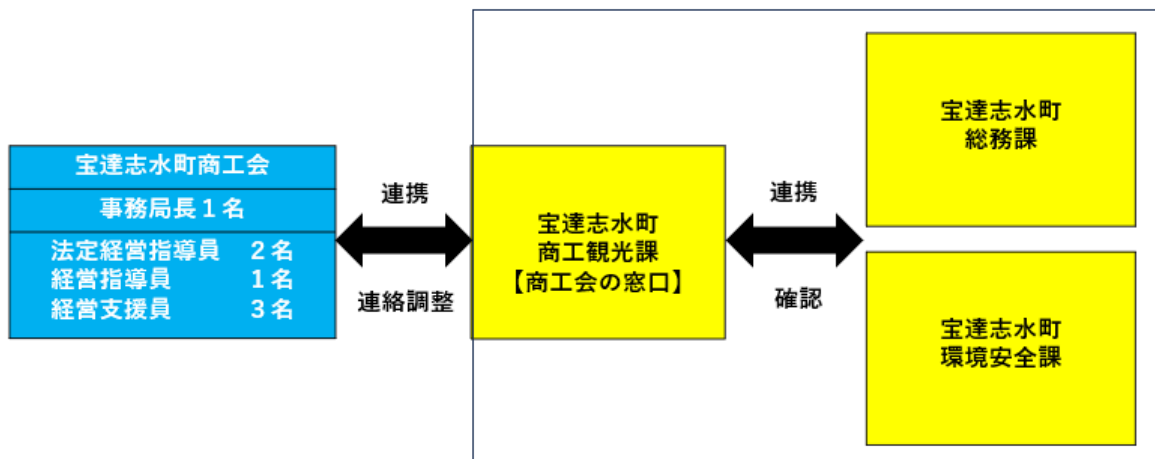
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高田 圭一郎 (連絡先は後述Ⅲ (1) 参照)
源 和宏 (")

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/関係市町連絡先

①商工会

宝達志水町商工会

〒929-1303 石川県羽咋郡宝達志水町河原ト 120

TEL: 076-204-6832 FAX: 0767-28-8080

E-mail: hoshi@shoko.or.jp

②町

宝達志水町商工観光課

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

TEL: 0767-29-8250 FAX: 0767-29-4623

E-mail: sho-kan@town.hodatsushimizu.lg.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

※ 専門家派遣については、県の経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業等を活用

※ 協議会については、毎月1回実施している商工会経営指導員と町商工観光課担当者との定例会議の場で話し合いをおこなう。

調達方法
会費収入、宝達志水町補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

